

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年2月1日～2026年3月31日

2. 内容

目標：年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間8日以上とする。

<対策>

- 2024年2月～ 定期的に年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 2024年4月～ 達成していない職員に対して個別に取得を促す。